

# 地方財政審議会付議案件

令和4年10月18日（火）

（案件名）

- ・ 夕張市財政再生計画の変更の同意について（決裁案件）

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

（財政再生計画の同意）

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に（市町村及び特別区にあっては、都道府県知事を通じて総務大臣に）協議し、その同意を求めることができる。

2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準を定め、これを公表するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

5・6 （略）

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

自治財政局 財務調査課  
仁藤財政健全化専門官  
（内23475）

## 夕張市財政再生計画の変更 (令和4年10月)の概要

- 本年9月13日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和4年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等について変更はない。

### I 経過

- R4. 10.17 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決  
" 夕張市長から総務大臣宛に財政再生計画変更協議書の提出  
(北海道知事経由)
- R4. 10.18 地方財政審議会の意見聴取  
10.18 総務大臣同意(報道発表)

### II 歳入・歳出額の変更における主な内容

#### 1 主な変更事項

- (1) 市庁舎整備に係る基本構想及び基本計画策定業務委託等(＋3百万円)  
現在検討が進められている市役所庁舎の移転改築について、整備方針、施設計画や財政再生への影響を見極めるために必要な事業規模等をより具体的に把握するため、市庁舎整備に係る基本構想及び基本計画の策定に必要な経費を計上するもの。  
(財源) 一般財源 3百万円
- (2) 奨学金返還支援に係る周知事業  
若者の定住促進と地域活性化に向けて実施する奨学金返還支援事業を周知するため、必要な経費を計上するもの。  
(財源) 一般財源 0.2百万円
- (3) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業  
エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、夕張市において実施する住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円の給付に必要な経費を計上するもの。  
(財源) 国支出金 106百万円

## 2 性質別歳入・歳出の増減

### 【一般会計】

#### (1) 歳入

国・道支出金の増（＋106百万円）、繰入金の増（＋3百万円）により  
109百万円の増

#### (2) 歳出

人件費の増（＋2百万円）、物件費の増（＋7百万円）、  
扶助費の増（＋100百万円）により109百万円の増

**(参考) 歳入・歳出の全体像**

**【一般会計】 (令和4年度計画)**

(単位:百万円)

区分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳入	地方税	810	810	-	
	地方譲与税	47	47	-	
	地方交付税	4,969	4,969	0	特別交付税 +0.1
	国・道支出金	2,905	3,011	106	【国】子育て世帯等臨時特別支援事業費等補助金 +106
	繰入金	1,493	1,496	3	財政調整基金繰入金+3
	地方債	1,219	1,219	-	
	その他	898	898	-	
	合計	12,339	12,448	109	
歳出	人件費	1,277	1,279	2	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業 +2
	物件費	1,414	1,421	7	市庁舎整備に係る基本構想及び基本計画策定業務委託等 +3 奨学金返還支援に係る周知事業 +0.2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業 +4
	維持補修費	334	334	-	
	扶助費	1,554	1,654	100	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業 +100
	建設事業費	2,581	2,581	-	
	公債費	3,513	3,513	-	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	-	
	繰出金	842	842	-	
	その他	824	824	-	
合計	12,339	12,448	109		

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない。

## 財政再生計画同意基準（平成二十一年総務省告示第百九十七号）

### 第一 総括的事項

#### 一 同意基準の策定方針等

- 1 財政再生計画同意基準（以下「本基準」という。）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況にある地方公共団体が、計画的な財政の健全化を図る観点から定めるものとする。
- 2 本基準は、地方公共団体が地域における行政の実施及びその財政の運営にあたり法令上遵守すべき事項に留意し定めるものとする。

#### 二 その他

- 1 財政再生計画の同意に関する地方自治法第 250 条の 3 第 1 項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、おおむね 1 ヶ月とする。
- 2 本基準における用語の使用については、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）の例による。
- 3 本基準のほか、財政再生計画の同意にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

### 第二 同意基準

総務大臣は、財政再生計画について協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、この同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

#### 一 計画策定方針

- 1 財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果が公正妥当なものであること。
- 2 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復する計画であること。
- 3 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とする計画であること。
- 4 再生振替特例債を起こす場合にあっては、当該再生振替特例債の償還を完了する計画であること。
- 5 財政再生計画の達成に必要な各会計ごとの取組が明らかにされているものであること。

#### 二 計画期間

財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内であること。

### 三 歳入

- 1 あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳入を見込むものであること。

### 四 歳出

- 1 法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、計画に計上しているものであること。
- 2 計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳出を見込むものであること。
- 3 計画期間が財政の再生を図るために必要な最小限度のものとなるように、必要かつ最少の限度の歳出を見込むものであること。

#### 第三 財政再生計画の変更の同意基準

総務大臣は、同意を得ている財政再生計画を変更するための協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、第二に定める同意基準のほか、この財政再生計画の変更の同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の変更の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

##### 一 変更の事由等

- 1 財政再生計画の策定に際して予想することが困難であった事情が発生し、既に同意を得ている財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場合であること。
- 2 法第10条第6項ただし書の規定に基づく協議を受けた場合にあっては、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がなかったものであること。

##### 二 財政再生計画の変更方針

- 1 財政の再生に支障を来すものでないこと。
- 2 必要最小限度の変更であり、財源の増加を理由としていたずらに財政規模を拡大させるものではないこと。
- 3 大規模な災害等による特別の場合を除き、原則として、計画期間の延長を伴うものではないこと。